

## 藤沢市教育委員会 11月定例会 会議録

日 時 2025年(令和7年)11月20日(木)

午後3時00分～午後4時07分

場 所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の決定

### 3 前回会議録の確認

### 4 請願

(1) 「学校教育におけるタブレット使用時間等に関するガイドライン策定についての請願」

### 5 議事

(1) 議案第26号 市議会定例会提出議案（藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部改正について）に同意することについて

(2) 議案第27号 市議会定例会提出議案（工事請負契約の変更契約の締結について）に同意することについて

(3) 議案第28号 市議会定例会提出議案（令和7年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて

### 6 その他

(1) 学校生活についてのアンケート調査の結果について

(2) 令和6年度藤沢市立小・中学校児童生徒の暴力行為・いじめ・不登校の状況について

### 7 閉会

出席委員

1番 岩本 將宏  
2番 飯盛 義徳  
3番 種田 多化子  
4番 石井 由佳  
5番 井沼 隆史

出席事務局職員

教育部長 川口 浩平  
教育部参事 坪谷 麻貴  
教育部参事 石田 芳輝  
教育総務課主幹 高瀬 有希  
教育総務課指導主事 斎藤 史門  
教育指導課長 森谷 真佐美  
教育指導課主幹 平田 憲司  
教育指導課指導主事 黒坂 稔之  
教育指導課指導主事 仁品 貴一  
教育指導課指導主事 木間 幸代

書記

小門前 清彦

午後3時00分 開会

岩本教育長 皆様、こんにちは。お待たせをいたしました。  
定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 11月定期会」を開会いたします。  
会議の開催に当たりまして、藤沢市教育委員会傍聴規則第6条第4項にあります写真撮影等について、報道機関から事前に申請がありましたので、これを許可することといたします。

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。  
本日の会議録に署名する委員は、5番の井沼委員、2番の飯盛委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
それでは、本日の会議録に署名する委員は、5番の井沼委員、2番の飯盛委員にお願いをいたします。

岩本教育長 続きまして、前回の会議録の確認をいたします。  
何かございますでしょうか。  
(訂正等発言：なし)  
特にないようですので、了承することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
それでは、了承することといたします。

岩本教育長 次に、教育委員会に対し、請願が提出されましたので、請願（1）「学校教育におけるタブレット使用時間等に関するガイドライン策定についての請願」を議題といたします。

小門前教育総務課主幹（書記） 「学校教育におけるタブレット使用時間等に関するガイドライン策定についての請願」について、説明いたします。（議案書参照）  
議案書1ページをご覧ください。

請願者は、小川智子氏、<請願項目>につきましては、児童・生徒の脳の成長を守り、視力低下や依存等を予防するため、学校現場での使用時間等のガイドラインを策定する。でございます。

<請願理由>、請願書提出理由、請願者の住所氏名につきましては、記載のとおりでございます。

なお、請願者から、藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見陳述の申し出がございます。

以上で、請願の説明を終わります。

岩本教育長

書記の説明が終わりました。

藤沢市教育委員会会議規則第9条第3項において、「会議に付された請願書を提出した者は、教育委員会が認めた場合、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。」と規定されております。請願者からの意見陳述を許可するかどうかについて、御意見をお願いいたします。

井沼委員。

井沼委員

教育委員会が認めた場合、委員長が許可する時間内において事情を述べができるという規定がございますし、私は陳述を受けてもよろしいのではないかと思います。

岩本教育長

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

石井委員。

石井委員

私も、井沼委員と同じです。

岩本教育長

ありがとうございます。

飯盛委員。

飯盛委員

私も、委員の皆様と同じでございます。

岩本教育長

種田委員。

種田委員

種田も、皆様と同じ意見でございます。よろしくお願ひします。

岩本教育長

はい。

それでは、請願者からの意見陳述については、許可することでおろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、請願者からの意見陳述については、許可することといたします。

=====

岩本教育長

それでは、請願者の方は、意見陳述席までお願いをいたします。

(職員誘導：請願者着席)

それでは、意見陳述について、説明をいたします。

請願者は、本請願における意見陳述を5分以内でお願いをいたします。陳述は、着座のままお願いをいたします。

なお、請願者の方は、冒頭、自己紹介をお願いいたします。

5分になりましたらベルが鳴りますので、速やかに陳述を終了して

いただきたいと思います。

意見陳述が終了いたしましたら、請願者席にお戻りいただきまして、その後、委員による請願の審議を行います。

それでは、意見陳述をお願いいたします。

小川智子（請願者） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

このたび、学校教育におけるタブレット使用時間等に関するガイドライン策定についての請願を提出いたしました小川智子と申します。

現在、小学生、中学生、大学生2人と、社会人2人の6人の母です。あと、2歳の孫が1人おります。

現在、市内小・中学校において1人1台のタブレットが配付され、授業中や家庭学習などで使用されている現状がありますが、その使用時間については、現在ガイドラインがなく、無制限に使用できる状況にあります。

息子が通う中学校に確認したところ、ある教科では1時間丸々使用することもあるとのことでした。

現場の先生に伺ったところ、使用時間については、決まりがないので、各先生方に任せられているとのことでした。

1日の使用時間に関しては、誰も把握していないということで、実際に子どもたちがどれほどの時間使用しているのかわからない現状です。制限がないので、休み時間にも使用している子が多くいるようです。

タブレットの使用時間等を懸念している主な理由は、2つあります。

1つは、依存についてです。お手元のタウンニュースの記事、一番目にありますように、子どもは大人と違って依存性のリスクが高いことがわかっています。子どもの弱い脳には刺激が強過ぎて、その強い刺激は、依存症のリスクを高めます。タブレットのように触ると動く応答性は、脳にとって極めて強い刺激だそうで、ドーパミン神経は、強制的に刺激され、使い続けるうちに強い刺激でないとドーパミンが出ない脳になってしまいます。その依存性は、たばこや麻薬と同じです。

もう一つは、視力の低下についてです。眼科医によりますと、近年、近視の子が急増しているとのことです。また、強い近視は、眼球が変形して緑内障のリスクを高めるという話があり、将来、緑内障で失明する人も増えるのではないかと、この10月に行われた日本公衆衛生学会で話題になったそうです。

また、近くの画面を見続ける生活習慣は、内斜視になるリスクを高

めます。現在、文科省から出されているガイドラインでは、「30分に1度、20秒間遠くを見る」となっていますが、近年の近視の急増状況から、このガイドラインでは不十分だと感じます。

また、このガイドラインの存在を知っている先生や保護者はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。この先、持ち帰りが始まったり、デジタル教科書が導入される可能性を考えると、子どもたちの体への負担はますます増加することが明らかです。

また、あらゆるトラブルに対応する先生方のご負担も増えると予想されます。現にトラブルについては、事例が幾つも出ておりまして、私も、直接保護者の皆様から耳にしております。

これらのことから、成長過程の児童生徒の発達を阻害しないよう、また、電子スクリーン症候群を予防するべく医療専門家を交え、教育機関、保護者らが協力し、教育現場での使用時間等を制限するガイドラインを策定することが必要であると考えます。

諸外国では、規制や法制化の動きがあり、教材をタブレットから紙に戻している国があります。この問題は、地震や津波に比べれば、まだ大人がどうにかして子どもの脳の成長を助けることができるのです。

タブレットを子どもたちに渡す大人の責任として、子どもたちの健康な体と未来を守れるよう、藤沢市独自の具体的なガイドライン策定を強く望みます。

以上です。ありがとうございました。

岩本教育長

それでは、請願者の方は、請願者席までお戻りください。

(職員誘導：請願者席に着席)

次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

石田教育部参事。

石田教育部参事

それでは、請願（1）「学校教育におけるタブレット使用時間等に関するガイドライン策定についての請願」につきまして、御説明いたします。

請願内容は、児童生徒の脳の成長を守り、視力低下や依存等を予防するため、学校現場での使用時間等のガイドラインを策定することを求めるものでございます。

本市教育委員会では、文部科学省が作成しました児童生徒の健康に留意して、ICTを活用するためのガイドブックなどを参考にしまして、2020年に「藤沢市立学校における教育ICT機器を安全に利用するためのガイドライン」を策定しております。

本ガイドラインにおきまして、ＩＣＴ機器を利用する際は、連続しての作業が30分を超えないようにし、超える場合には、5分から10分程度の休止時間を挟むようにすることなどを記載しております。

しかしながら、今回の請願理由にございます状況等も踏まえまして、改めて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、文部科学省では、2022年3月に本ガイドブックを改定し、健康に関する調査結果や眼科領域での新たな知見等を踏まえ、ＩＣＴ機器の画面の見えにくさの原因や、その改善方策、さらには児童生徒の姿勢に関する指導の充実など、教職員や児童生徒が、授業においてＩＣＴを円滑に活用するための留意事項について、より具体的に示しました。

この改定後の、文部科学省のガイドブックを参考にいたしまして、本市のガイドラインも、今後改定し、改めて学校へ周知をしてまいりたいと考えております。

以上で、「学校教育におけるタブレット使用時間等に関するガイドライン策定についての請願」の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

岩本教育長

請願に対する事務局の説明が終わりました。

まず、事務局に対する質問がありましたら、お願いをいたします。

井沼委員。

井沼委員

ご説明ありがとうございました。私から質問させていただきます件は、学校に対してはどのような形で周知をしていくかということと、あと、児童生徒にどのような形で周知をしていくか、また保護者に対してどのような周知をしていくかというところをお聞かせください。

岩本教育長

齋藤教育総務課指導主事。

齋藤教育総務課指導主事

学校に対しての周知になりますが、教職員が使用しているシステムのグループウェアを使って周知をしております。

生徒に関しましては、先生方が授業の中で指導する形になっております。

保護者の方に関しましては、学校の保護者会等を通じて話題に挙げてもらい周知をしてまいっております。

以上です。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員

視力など健康面の対策が求められるかと思いますけれども、そのような措置は、行われているのかということを、状況をお伺いしたいと

思います。

岩本教育長 齋藤教育総務課指導主事。

齋藤教育総務課指導主事 視力に関しましては、学校で行っています健康診断等を踏まえて、毎年チェックをしております。それで、近視とか弱視の予防について、養護教諭に向けて講演会をしてもらいまして、そういうところを学校に広げているところになります。

飯盛委員 ありがとうございます。

岩本教育長 石井委員。

石井委員 私からは、2020年にガイドラインがつくられて、そして2023年に「G I G A ワークブックふじさわ」が、ビギナーとスタンダード、アドバンスという形でいろいろな年代のお子様たちに用につくられているところだと思いますけれども、やはり I C T がどんどん進歩しているので、そちらのガイドラインのほうもどんどん進化していかないと追いつかないと思いますが、その辺は、今後どのようにしていくご予定でいらっしゃるのか、教えていただけないでしょうか。

岩本教育長 齋藤教育総務課指導主事。

齋藤教育総務課指導主事 ガイドラインにつきましては、先ほどお伝えしましたとおり、出ていますガイドブックが変わったこともありますので、それを踏まえて改定を進めていけたらと思っております。

また、やはり使う機会が増えていますので、その辺の注意も併せてしていこうと考えております。

岩本教育長 種田委員。

種田委員 いろいろな方に周知ができていなかったような気がしますが、今後、今保護者の方とか、いろいろな方の意見を取り入れていくようなことは考えていらっしゃいますでしょうか。お願いいいたします。

岩本教育長 齋藤教育総務課指導主事。

齋藤教育指導課指導主事 今後になりますが、保護者の方でも様々なお考えがあるかなと考えておりますが、文部科学省が示している調査結果であったり、専門家の知見などを踏まえて策定しているガイドブックがありますので、こちらの資料を参考に本市のガイドラインの改定を検討してまいりたいと考えております。

種田委員 今、ご説明いただきましたが、その改定の前に教職員や保護者や生徒に意見を聞くという場面はあるのでしょうか。

齋藤教育課指導主事 文部科学省が示しているものが、かなり多くの方々のご意見を反映しているものにはなると考えておりますので、改めて意見を集めるというよりは、こちらのガイドブックをしっかりと見ながら、あとは

ほかの似ているような知見がありますので、それを参考にしながらガイドラインの改定を進めていければと考えております。

種田委員 ありがとうございます。周知もよろしくお願ひします。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

井沼委員。 視力に関して、私からの質問ですけれども、市販されているもので、ブルーライトをカットするような、そのようなフィルムとともに出ていくと思いますが、例えば視力の低下を防ぐために、そのようなものを導入する予定はあるのでしょうか。

井沼委員 視力に関して、私からの質問ですけれども、市販されているもので、ブルーライトをカットするような、そのようなフィルムとともに出ていくと思いますが、例えば視力の低下を防ぐために、そのようなものを導入する予定はあるのでしょうか。

岩本教育長 齋藤教育総務課指導主事。

齋藤教育指導課指導主事 中学校で使う、今回共同調達しました端末につきましては、

県で共同調達しているものになりますて、多くの自治体と一緒に仕様

を決めております。その中で、ブルーライトカット機能付きの保護フ

ィルムはつけてはおりません。

また、文部科学省のガイドブックにも、実際の端末から出ているブルーライトは、少なくとも自然光よりも網膜に障害を生じさせること

がないレベルと明記されておりますので、ブルーライトカット付きの保

護フィルムをつけるではなく、例えば端末との距離を30センチ離す

であったりとか、そういうところの工夫で進めていければと考えてお

ります。

井沼委員 はい。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見等：発言なし)

それでは、事務局への質問は、以上でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、次に、請願に対する各委員からのご意見をお願いいたします。

井沼委員。

井沼委員 私の意見ですけれども、請願理由にあります「学校教育におけるタブレット使用時間等に関するガイドラインの策定について」ということですが、既に藤沢市には、2020年からガイドラインが設定されているということで、これに関して、この請願に関しては不採択という形にさせていただきますが、ただ、やはり請願者のお話の中にもありましたように、先生方にも周知がなかなかされていなかったというところ。また、2020年につくられたというガイドラインなので、5年も前につくっているガイドラインなので、これから、新しくつくっていく

ということは望まれるかと思います。

なので、この新しくつくったガイドラインを周知徹底していくときに、学校または保護者、児童生徒に大々的に発信していただき、また、わかりやすいような内容、わかりやすい周知、皆さんに目に触れられるような場所に掲示してほしいなと思います。

岩本教育長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

石井委員

ご請願の方のお子様たちを思う気持ち、その気持ちから出たこの請願については、本当にごもっともなことだなと、私も思います。

ただ、先ほど事務局からご説明がありましたように、ガイドラインは、すでにつくられているというところもありますし、今後、そういうものを順次バージョンアップしていただけたらいいなと思います。

医師会でも、2024年には2回ほど、眼科の専門医から先生方に、お子様の目を守ろうというお話をしたり、弱視とか近視等の予防にはどのようなことをしたらいいかというような講演をさせていただいたり、あと、ユースヘルス委員会という子どもの未来を考える委員会がありますけれども、そこで、「しっかり守ろうきれいな目」という題でDVDをつくりたりしておりますので、そういったことを少し取り入れていただきながら、いろいろなことをバージョンアップして、しかも、それを周知していただけるといいと思います。

ただ、請願の内容に関しては、もう既にガイドラインがございますので、そこら辺はご理解いただけたらと思います。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員

私も、委員のお二人と同じ意見でございます。ガイドライン、請願者の方のお気持ちや子どもを思う気持ちは、よく理解ができます。

ただ、ガイドラインは既に策定されておりまして、それについていろいろ運用もなされているということで、あとは、もっと周知徹底を図ることを前提として不採択ということでいかがかなと、私は思っております。

以上です。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

種田委員。

種田委員

ほかの委員の方のご意見と、種田も同意見で、ガイドラインがある

にもかかわらず、それが現場の教職員の方あるいは子どもたちにも周知されていなかったところが、本當によろしくないことかなと思います。

そのために、保護者の中のお一人が、これはまずいねということで、請願をしていただいたと思います。やはり周知徹底がとても大切だと感じました。

また、国のガイドブックも変わっておりますので、皆様、安心してタブレットなどが使えるようにしていっていただきたいと思います。

請願者のご意見、とても納得いたしましたが、ガイドラインは既にあって、それが徹底されていなかったということは、本当に申し訳なく思いますが、この請願については、不採択ということで、種田もそう思います。よろしくお願いいいたします。

岩本教育長

ありがとうございます。

ほかは、追加よろしいですか。

井沼委員。

井沼委員

私から、ちょっと追加で、言い忘れたのですが、こうやって請願者の方が声を上げてくれたことによって、教育委員会も、周知が徹底されていなかったことがわかったというところ、これがわかつたことで、請願者の思いに応えていけるのではないかなと思います。

また、教育委員会も保護者も学校も、子どもたちを思う気持ちは一緒だと思いますし、子どもたちがよりよくなっていくように、同じ方向を向いて進んでいってほしいなと思います。

以上です。

岩本教育長

ありがとうございます。

ほかに追加はいかがですか。よろしいですか。

(追加発言：なし)

それでは、皆さんからご意見をいただきましたので、採決に移りたいと思います。

皆さんのご意見をまとめますと、今、古いガイドライン（2020年）が実際には存在するところでございますが、先ほどの請願者のお話の中にもありましたように、そこから、そのタブレット等の使われ方が大きく変わってきていることからすると、これは、バージョンアップをしなければいけないというところは、皆さんのご意見でもあったかと思います。

また、今回一番の問題は、現場の教員が、決まりがないからというふうな答えをして、だから、任されているのだと、これは徹底的に

周知されていないというところでございますので、今後、このガイドラインをしっかりとバージョンアップすること、そして、そのタイミングで、教育委員会でもっとしっかりと周知を徹底すること。

また、先ほどのお話のように医師会での講演とか様々な後押しもございますので、今後も、そういったものをいただきながら、子どもたちにとってよりよい形をとるということ。

それで、今回の「ガイドラインの策定について」という請願につきましては、趣旨を不採択とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決をいたします。

請願（1）「学校教育におけるタブレット使用時間等に関するガイドライン策定についての請願」は「不採択」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、繰り返します。請願（1）「学校教育におけるタブレット使用時間等に関するガイドライン策定についての請願」は「不採択」といたします。

÷ ÷

岩本教育長 それでは、議事に入ります前に、議案第26号「市議会定例会提出議案（藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例等の一部改正について）に同意することについて」、議案第27号「市議会定例会提出議案（工事請負契約の変更契約の締結について）に同意することについて」及び議案第28号「市議会定例会提出議案（令和7年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて」は、藤沢市議会12月定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第26号、27号及び28号につきましては、後ほど非公開での審議といたします。

÷ ÷

岩本教育長 それでは、「その他」に移ります。

その他（1）「学校生活についてのアンケート調査の結果について」、事務局の報告を求めます。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長 それでは、「学校生活についてのアンケート調査の結果について」、

ご報告いたします。(議案書参照)

資料の24ページをごらんください。

「1 調査の概要」の「(1) 調査目的」でございます。

各学校においては、児童生徒の実態把握と指導に生かすため、教育委員会においては、本市全体の傾向の把握と今後のいじめ防止施策へ反映させるために、本市立小・中学校に通う全ての児童生徒を対象に実施したものであります。

(2) 実施時期、(3) 調査対象、(4) 調査・回収方法については、記載のとおりでございます。

Googleフォームを活用した電子版のアンケートを作成し、学校が、児童生徒の実態に合わせて、紙面か電子を選べるようにしております。

また、欠席している児童生徒の声を聞くことができるよう、アンケートと一緒に配付できる手紙を教育委員会で作成し、欠席している児童生徒には、その手紙と一緒にアンケートを配付しております。

「(5) 調査内容」でございます。

今回の調査から設問6「嫌なことを誰かに相談しましたか」について、選択肢に、「相談しようと思っている」を追加し、「相談していない」と答えた児童生徒が理由を記述できる枠を設けました。

また、設問13について、困っていることがあれば、具体的に書けるよう「授業」、「授業外」、「家」、「その他」のチェック項目を設けました。

続きまして、「2 調査結果の分析の観点」については、記載の2点を設けております。

25ページをごらんください。「(3) 調査結果の分析」について、でございますが、31ページまで、設問(1)から(13)のアンケート結果についてグラフ化して示しております。

また、設問(13)については、31ページに、自由記述による回答の中から一部抜粋して提示しております。

各設問の回答の分析結果については、それぞれの設問の枠の中に記載しておりますので、後ほどごらんください。

続きまして、32ページをごらんください。「4 調査結果の考察」について、6点にまとめております。

(1) 設問2の「自分が嫌な気持ちになったことがありますか」と、設問9の「人が嫌な気持ちになることを言ったりしたりしましたか」の回答から、児童生徒が表現する側、受け手側、どちらの立場になるかによって感じ方の差が見られました。この差は、学年が低いほど顕著になっております。感じ方がそれぞれ違うことに気づけるよう小学校低学年

のうちから人権意識を高める必要があると捉えております。

(2) 設問2の「嫌な気持ちになったこと」の内容について、「パソコン、スマートフォン等」を選択した場合は、おおむね学年が上がるにつれて増えており、特に小学校5、6年生から割合が上がっていることがわかりました。

子どもたちの日常にスマートフォンの使用、SNS等のやりとりが当たり前になってきており、今後、さらに増えることが懸念されます。これまで以上に情報モラル教育や心の教育を充実させていく必要がございます。

(3) 設問4「嫌なことを誰からされましたか」では、どの学年も、「クラスの人」にされた割合が半数以上を占めており、高い傾向となっています。

また、中学校では、「同じ部活動の人」の割合が小学校の「同じ習い事等の人」よりも高くなっています。部活動が、人間関係形成の場として、子どもにとって大きな影響があると考えられます。

(4) 設問5の「嫌なことは今も続いているか」において「続いている」と回答した児童生徒が、小学3年生以上では、約半数近くとなっています。学校は「学校いじめ防止基本方針」にのっとり対応するとともに、継続的な支援を行う必要があります。

また、設問6において「相談していない」という児童生徒が2~4割程度いることから、定期的なアンケートの実施や面談等を行い、実態把握や指導体制の見直し等に努めることも必要です。

併せて児童生徒が相談しやすい体制づくりや、SOSの出し方教育に取り組む必要があります。

(5) 設問7では、設問6において「相談した」「相談しようと思っている」と回答した児童生徒の「相談した相手」としては、小学校では「家人」が最も多く、学年が上がるにつれ、「友達」の割合が増えております。また、学校内にいる大人の相談相手に相談した割合は、小学校ではおよそ4割、中学校では5割~7割近いことがわかります。

また、設問6の「嫌なことを誰かに相談しましたか」に対し、「相談していない」を選んだ理由として、「誰に相談していいかわからない」「大ごとにしたくない」といった回答がございました。日頃から家庭との連携を心がけ、学校内外問わず幅広く児童生徒のSOSをキャッチする体制を構築し、児童生徒の相談を受けた際には、速やかに校内組織で情報を共有し、家庭や、必要に応じて関係機関等と協力しながら丁寧に対応していく必要があります。

(6) 設問13の「その他に困っていることなど」において、家庭内のトラブルについての記述が一定数あり、学校の授業に対する不安や不満も見られました。児童生徒が問題を1人で抱え込むことのないよう、相談しやすい環境づくりや、安全安心な学校生活を送れるよう学校の支援体制のさらなる充実が求められます。

続きまして、33ページの「5 今後の取組」をごらんください。

多様な個性や特性、背景を有する子どもたちが、自己肯定感や自己有用感を持ち、互いの存在を認め合いながら、ともに支え合うためにも、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重できる心を育むことが、いじめの未然防止につながります。

「4 調査結果の考察」を受け、「5 今後の取組」について7点にまとめてございます。

(1) 学校は、「学校いじめ防止基本方針」にのっとって、組織として支援指導していくことが重要になるため、スクールカウンセラー等から専門的な助言を受けながら、様々な課題を抱える子どものニーズに応じた対応を行っていきます。

(2) 学校は、「特別の教科 道徳」を初め、教育活動全体を通して人権意識や規範意識を育むことができるよう努めます。

(3) 学校は、児童生徒が安心できる居場所となるよう、居場所づくりを進めるとともに、児童生徒が互いを認め合い、絆を紡ぎ合えるような魅力ある学校・学級づくりに努めます。教育委員会では、教職員研修や学校訪問など様々な機会を捉えて、学校がよりよい授業づくりや居場所づくり・絆づくりに取り組めるよう支援してまいります。

(4) 学校は、子どもの家庭内での悩み等、周囲に相談できず困っている児童生徒に適切に対応していくために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理や福祉の専門職と連携して支援に努めます。

(5) 教育委員会では、一般財団法人LINEみらい財団と連携して作成した「GIGAワークブックふじさわ」を各学校に配付し、保護者にも周知しています。今後は、「GIGAワークブックふじさわ」の活用を促進し、保護者向けに作成したページの活用を啓発するなど、情報モラル教育の一層の推進を図ります。

(6) 教育委員会では、全児童生徒に相談機関紹介カードを配付し、相談先の周知に努めます。また、学習用端末に「藤沢市子ども相談フォーム」の入口を表示し、対面での相談につながるよう相談体制の充実を図っていきます。

(7) 教育委員会では、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるためにスクールロイヤーやいじめ防止対策担当スクールカウンセラーによる研修会を充実させます。

今回の調査結果を、学校にも情報提供するとともに、学校が抱える課題に対応するため、外部講師や関係機関とも連携しながら、各担当者会等の充実を図ってまいります。

以上で、「学校生活についてのアンケート調査結果」についての報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

岩本教育長 事務局の報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員。

種田委員 ご説明ありがとうございます。細かくご説明していただいたので、よく理解することができました。

この学校生活についてのアンケート調査は、毎年行っておられ、集計も出して、本当に大変な作業だと思いますが、ご苦労様と申し上げたいと思います。

これは、藤沢市独自のアンケート調査なのでしょうか。それが1点と、あと、全市立小・中学校児童生徒が対象となっておりますが、白浜養護学校の児童生徒の方とか、あるいは特別支援級の生徒、児童、どれぐらいの割合で対象というか、答えられているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

最後になりますが、この児童生徒の実態を把握し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決が、今回（今年）の調査で、何件か実態調査で支援が進んだかどうか、そこも結果をお尋ねしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

岩本教育長 仁品教育指導課指導主事。

仁品教育指導課指導主事 ご質問を3点いただきましたので、1点ずつお答えいたします。

まず、このアンケートは、藤沢市独自のアンケートとなっております。2点目ですけれども、全小・中学校の中で、特別支援学級に関しては、お子さんの状況によって実施の判断をしております。支援学校については、実施をしておりませんが、アンケートについては、参考としてお示ししております、具体的な何人実施しているかという数字は持ち合わせておりません。

3点目の、未然防止・早期発見についてでございますが、この調査の

後に追跡調査ということで、主な事案についての対応を、各学校から報告をいただいておりますので、そういったところで、主な事案については、対応を確認しているところです。

以上です。

種田委員 ご回答ありがとうございます。また、件数はわからなくとも未然防止とか早期発見につながっているというところでしようか。今後ともよろしくお願ひいたします。

仁品教育指導課指導主事 はい。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

井沼委員。

井沼委員 ご説明ありがとうございました。私からは、3点意見を述べさせていただきたいと思います。

前年度（令和6年度）と今年度を比較している項目が何点かありますけれども、もし比較をするのであれば、もう少し長いスパンの比較をしてほしいなというところがあります。

あと、32ページの下のほうですけれども、「日頃から家庭との連携を心がけ、学校内外問わず幅広く児童生徒のSOSをキャッチする体制を構築することが大切です。」とありますが、やはり学校の先生だけでいろいろな問題を対応していくのはなかなか大変だと思いますので、スクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーなど、あとコミュニティスクール等々の協力を仰ぎながら、そういったところの充実を図っていってほしいなと思います。

あと、もう一点ですけれども、設問13の「困り事について」、ここでチェック項目を設けたのは、非常にいいことだなと思いました。「自由記述」だけだと、なかなか書きたいところがわからないとか、また、チェック項目があることによって、具体的にその答えを回答する児童生徒がイメージしやすい、そこが非常にいいことだと思いました。

また、こういったところから様々な問題を拾い上げていってほしいなと思いました。

私は、以上になります。

岩本教育長 意見ということでよろしいですか。

井沼委員 そうですね、はい。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員 ご説明ありがとうございました。私は、2点のお伺いです。

調査回収方法が無記名、または記名で回答し、記入後、その場で回収

ということがあります。あとはGoogleフォームで、電子版で回答ということですが、大まかで結構ですけれども、紙の場合と電子の場合の割合、プラス記名をしているか、していないかの割合が、もしわかれれば教えてください。

というのは、記名をすることになると、微妙に内容が変わってくるかもしれないと思っていまして、やってみないとわからないけれども、もしかしたら無記名とはちょっと違うかもしれないということですね。

あと、もう一つは、33ページの「今後の取組」のところの（3）に、「居場所づくりを進める」というところがあります。これは、大変重要なポイントだと思います。こういうことをやっていかないといけないと思うのですが、ただ、現実問題、学校の中に居場所をつくっていくとなると、これも相当いろいろと調整が必要かと思いますが、今のところ、どういったイメージを考えていらっしゃるのか、わかる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

以上です。

岩本教育長 仁品教育指導課指導主事。

仁品教育指導課指導主事 まず、アンケートの電子と紙の割合ですけれども、現在、把握はしておりませんが、次の1月の調査では、各学校に聞き取りを実施することを予定しております。

それから、記名、無記名に関しましても、把握はしておりません。数としてはお伝えできないところですけれども、紙の場合、担任が回収をしますので、自分のクラスの中につらい思いをしているお子さんがいるということは、把握できるよう努めております。

それから、2点目の居場所づくりに関しまして、お答えですけれども、物理的な居場所づくりというところと、心理的な居場所づくりというところがあるかなと思います。

心理的な居場所づくりというところで、学校の授業、特別活動を中心とした授業を通して、児童生徒が安心できる居場所をつくるというところが、一つございます。

物理的なところに関しましては、学校ごとになってしまっていますが、教室等を利用して、そういった部屋をつくっていくということを認識しております。

以上です。

飯盛委員 ありがとうございました。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

石井委員 たくさんのアンケートと考察、ありがとうございました。

私からは、1点だけ質問と、あともう一つは感想ですけれども、28ページにあるスクールカウンセラーの方へのご相談というのは、スクールローヤーの方とか、そういうのを含めて、年々増えていっているのか、もしわかれれば教えてください。

あと、この「考察」の一番のところにも書いてありますが、考え方とか、そういうものがおのの違うんだということを、子どもたちが気づくことが大事と書いてありますが、日本人としては、同じであることを重んずる傾向も、ややあったりするので、こういった違いを大事にしていく教育というのを、これからもぜひお願いしたいと思います。

以上です。

岩本教育長 仁品教育指導課指導主事。

仁品教育指導課指導主事 スクールカウンセラーに相談している割合の比較になってしまいますが、昨年度と比較しても、おおむね同じような数値と割合になっております。中学校のほうが小学校に比べると、スクールカウンセラーに相談している割合が多いというところは、同じ傾向となっております。

以上です。

石井委員 はい。

岩本教育長 ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

(質問等：なし)

それでは、この報告を終わりにいたします。

÷ ÷

岩本教育長 続きまして、その他（2）「令和6年度藤沢市立小・中学校児童生徒の暴力行為・いじめ・不登校の状況について」、事務局の報告を求めます。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長 それでは、「令和6年度藤沢市立小・中学校児童生徒の暴力行為・いじめ・不登校の状況について」、ご報告いたします。（議案書参照）  
資料の35ページをごらんください。

「1 本調査の趣旨」は、児童生徒の問題行動等について、本市の実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくものでございます。

「調査内容」、「実施時期」、「対象時期」、「調査対象」及び「調査・回収方法」は、「1 本調査の概要」に記載のとおりです。

調査結果につきましては、参考として、令和4年度、令和5年度の状

況についても記載してございます。

それでは、暴力行為・いじめ・不登校につきまして、それぞれ状況をご説明いたします。

まず、「暴力行為の状況」について、でございます。

令和6年度の暴力行為は、小学校が556件、中学校は122件、総数は678件となっております。

傾向として、小学校・中学校ともに、生徒間における暴力行為の件数は最も多くなっており、次いで対教師暴力の件数が多い状況で、昨年度と比べると、暴力行為全体が増加しています。要因といたしましては、いじめの認知に伴うものや、暴力行為の見取りの精緻化が進んでいることが増加につながった一因と捉えております。

暴力行為が起こったときには、児童生徒の行動の背景を理解することに努め、支援の視点を持って、一人ひとりの特性に応じた指導を心がけるとともに、小学校低学年のうちから人間関係づくりの指導を充実させていく必要があります。そのため、教育委員会といたしましては、小学校低学年の段階で効果的な指導が行えるよう、年度初めに、小学校1年生の児童及び保護者向けに、感情のコントロールに資するリーフレットを作成し、配付しております。

次に「いじめの状況」について、でございます。36ページの令和6年度の欄をごらんください。

いじめの認知件数は、小学校で1,662件、中学校で300件、合計1,962件となっております。

解消の数値は、前年度に比べ低下しておりますが、追跡調査の結果、令和7年7月20日時点における令和6年度に認知したいじめは、ほとんどのケースで解消に至ったと、学校から報告を受けております。

これは、いじめ防止対策推進法等に基づき、いじめの定義や理解が深まってきたことで、安易に「解消」とせず、丁寧な指導や見守りを続けていることが考えられます。

いじめの態様別件数においては、小学校・中学校ともに冷やかし・からかい・悪口・脅し文句が最も多い状況は、昨年度と変わっておりません。

また、小学校では、「嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる」が、前年度に比べ増加しています。この背景として、コミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキルなどが身についていない傾向があることが一因と考えられます。人間関係づくりに向けては、学校の教育活動全体を通して、自分を大切にするととも

に、ほかの人を大切にするという思いやりや、寛容な心を児童生徒に育てていく必要があります。

また、SNSとスマートフォンを使いたいじめについては、外部から見えにくいこともあります。より一層注視する必要があります。学校での指導とともに、家庭での利用の仕方や扱い方など、保護者の協力を得ながら「GIGAワークブックふじさわ」の活用を周知するなど、情報モラルの向上を図ってまいります。

今後も、あらゆる教育活動の中で機会を捉えて、人権教育を行うとともに、いじめを生まない環境づくりと、早期発見、早期対応に努め、児童生徒による主体的ないじめ未然防止の取組が促進されるよう努めてまいります。

次に「不登校の状況」について、でございます。37ページをごらんください。

【不登校の定義】につきましては、資料に記載してございますとおり、病気や経済的理由等は含まれておりません。不登校児童生徒数は、小学校が441人、中学校は724人でございます。小学校・中学校合わせて1,165人となっております。

中学校においては、不登校の生徒だけでなく学校に行きづらいというような不登校傾向の生徒に対し、多様な学びの一つとして、学校内の別室等で指導を行う不登校生徒学習支援を行っています。全ての学校が児童生徒の状況や、様々なニーズに応じ対応できる多様な受け入れ体制を整えることは、子どもたちの居場所や安心に結びつき、学校に足を運びやすく、継続出席を促す大きな支えとなっています。

児童生徒の状況として、小学校・中学校ともにいじめを除く友人関係の問題、学業の不振や、頻繁な宿題の未提出、生活リズムの不調や学校生活に対しやる気が出ない、不安、抑うつななどが要因として多く挙げられております。

生徒を取り巻く状況は、複雑化・多様化しており、担任だけでなく学校組織として対応することや、スクールカウンセラー等とのアセスメントを進め、一人ひとりが抱えている困難を早い段階から積極的に把握することが大切です。

今後も、学校との連携を図り、不登校児童生徒の状況を把握し、関係機関等と連携するなど、児童生徒の状況に応じた支援に努めてまいります。

最後に39ページをごらんください。

暴力行為、いじめ、不登校についての、令和6年度の神奈川県と全国

の結果について、参考として掲載してございます。こちらも、後ほどごらんください。

以上で、「令和6年度藤沢市立小・中学校児童生徒の暴力行為・いじめ・不登校の状況について」の報告を終わります。

よろしくお願ひいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

この暴力行為・いじめ・不登校の状況ですが、特に暴力行為のところで、質問と意見を1件ずつ述べたいと思います。

表の中の、上から3番目の「対人暴力」というのは、誰と誰の暴力のことなのか、教師とか生徒間もあるので、誰との暴力行為なのかというのが、ちょっと疑問になりました。

あと、令和6年度は、「器物損壊」が少なくなっていると思うので、学校の中が、少し落ち着いているのかなと感じました。

あと、いじめの状況ですが、令和6年度で解消できなくとも、令和7年度の途中で解消できているというふうなご説明でしたが、この「解消」というのは、どのような状態になっているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

そのいじめの中の、下の表ですが、「小学校で嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる」、ここが増えているのが、ちょっと気になる感じでした。学校現場でも、その辺には気をつけていらっしゃると思いますが、教師の方も、なかなか目が届かないところで、こういうことは起こると思いますので、また、よく観察してあげていただきたいと思います。これは、意見です。

最後になりますが、「不登校の定義」のところで、特別支援級のお子さんの不登校というのもあると思いますが、その辺の数値をお持ちでしたら、教えていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

岩本教育長

本間教育指導課指導主事。

本間教育指導課指導主事 まず、1つ目の「対人暴力」についてですが、対人暴力は、対教師、生徒間以外の人物というところで、自分より年下の幼稚園生であったりとか、あと、もし町の中で何かがあったときは、町の近所の人みたいなところで、学校内以外のところでの人物とされています。

2つ目ですが、いじめの解消についてです。まず1つ目は、その行為

がやんでいるということです。それが一定期間やんでいるということころで、定義の中では、少なくとも3か月以上、その行為が行われていないことを確認できているところが、解消につながっています。

また、本人、保護者が不安な気持ちが継続されていないかどうかというところも併せて面談等を行いながら確認をして、その2つの行為がそろって初めて解消となっております。

そして、最後に特別支援級で、数のご質問があったかと思いますが、こちら、数は持ち合わせておりませんので。

以上となります。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

私も、特別支援級とか支援校の児童生徒が、そんなに不登校になっていないのではないかと思っていましたけれども、意外に不登校の児童生徒もいるということを、違う会議体で聞きましたので、またその辺もご対応していただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

本間教育指導課指導主事　　はい。

岩本教育長　　ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員　　ご説明ありがとうございました。36ページの下の表を見ますと、令和5年度だけ小学校も中学校も、何か数が少し、全部ではないですけれども、増えている傾向があって、令和6年度に少し減っているという傾向があります。これは、何か要因など、調査分析などされたのでしょうか。

岩本教育長　　本間教育指導課指導主事。

本間教育指導課指導主事　　令和5年度、令和6年度の比較というところで、令和6年度で数が少なくなっているもの、それから、増えているものがあるかなと思いますが、各学校に暴力行為の見取りだったり、いじめの見取りというところで、こちらが研修を行っていたりとか情報を発信している中で、学校が丁寧に細かく見取っているというところも、一つあるかと思います。

また、いじめの背景にも、様々学校内の悩みやストレス、それから家庭の生活なんかにも起因していることがありますので、担任を含め学校内で組織として対応をしているところも考えられるかなと思います。

以上です。

飯盛委員　　ありがとうございました。

岩本教育長　　ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか？

(意見、質問等発言：なし)

それでは、特にないようですので、この報告を終了といたします。

÷ ÷

岩本教育長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件は全て終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(該当委員：なし)

÷ ÷

岩本教育長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。

12月18日、木曜日、午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、繰り返しますと、次回の定例会は、12月18日、木曜日、午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定といたします。

なお、12月18日は、12月市議会定例会の会期中のため、市議会の当日の進行状況によりましては、教育委員会定例会の開会時刻が午後5時以降となることがありますことを、ご了承ください。

÷ ÷

岩本教育長 以上で、本日の公開での審議の日程は全て終了いたしました。

ありがとうございました。

傍聴者の皆様におかれましては、ご退席いただきますよう、お願いをいたします。

午後4時07分 閉会